4　一号収支分析は、共済事業の種類ごとに行うものとする。

5　共済計理人が特に必要と判断する場合は、前項の規定にかかわらず、更に細分化した共済契約の群団ごとに一号収支分析を行うことができる。この場合において、共済計理人は、更に細分化した共済契約の群団ごとに一号収支分析を行う旨及びそれが適切であることの根拠を附属報告書に記載しなければならない。

6　共済計理人が合理的であると判断する場合は、第三項の規定にかかわらず、複数の共済事業の種類をまとめて一号収支分析を行うことができる。この場合において、共済計理人は、複数の共済事業の種類をまとめて一号収支分析を行う旨及びそれが適切であることの根拠を附属報告書に記載しなければならない。

（一号収支分析の前提）

第六条　（略）

2　前条第二号の方法による分析（以下「決定論的一号収支分析」という。）のうち一号分析期間が基準時点から少なくとも十年間の分析（以下「決定論的一号収支分析（十年間）」という。）の前提は、次に規定するところにより設定しなければならない。

一　無リスク利回りに関するシナリオは、次のイ又はロに掲げる場合に応じ、当該イ又はロに定めるシナリオを含み、かつ、過去の実績等から合理的に予測される利回りの変動を反映したものであること。

イ　基準時点の利付国庫債券（十年）応募者利回りが一号分析期間の期初における標準利率（次項に規定する一号分析期間の期初における標準利率をいう。以下同じ。）を上回る場合　次の(1)及び(2)に掲げるシナリオ

(1)　無リスク利回りが、一号分析期間の期初以降五年間にわたり毎年均等な低下幅をもって、基準時点の利付国庫債券（十年）応募者利回りから一号分析期間の期初における標準利率にまで低下し、その後は一定で推移するシナリオ

(2)　無リスク利回りが、一号分析期間の期初に、基準時点の利付国庫債券（十年）応募者利回りから基準時点の利付国庫債券（十年）応募者利回りと一号分析期間の期初における標準利率の平均値にまで低下し、その後は一定で推移するシナリオ

ロ　基準時点の利付国庫債券（十年）応募者利回りが一号分析期間の期初における標準利率以下である場合　無リスク利回りが、一号分析期間の期初以降、基準時点の利付国庫債券（十年）応募者利回りのまま推移するシナリオ

二・三　（略）

四　一号分析期間の期初において、既に実施している事業の運営方針の変更又は関係法令の改正がある場合は、これを反映すること。

3・4　（略）

5　第三項第一号又は前項第一号の規定により一号分析期間の期初における標準利率を第三項第一号に定めるものとする場合には、第二項第一号の基準時点の利付国庫債券（十年）応募者利回りは、基準時点の利付国庫債券（十年）応募者利回り及び基準時点の利付国庫債券（二十年）応募者利回りの平均とみなすものとする。

2　一号収支分析は、共済事業の種類ごとに行うものとする。ただし、共済計理人が特に必要と判断する場合は、さらに細分化した共済契約の群団ごとに一号収支分析を行うことができる。また、共済計理人が合理的であると判断する場合は、複数の共済事業の種類をまとめて一号収支分析を行うことができる。

（新設）

（一号収支分析の前提）

第六条　（略）

2　前条第二号の方法による分析（以下「決定論的一号収支分析」という。）の前提は、次の各号に規定するところにより設定しなければならない。

一　無リスク利回りに関するシナリオは、次のイ又はロに掲げる場合に応じ、当該イ又はロに定めるシナリオを含み、かつ、過去の実績等から合理的に予測される利回りの変動を反映したものであること。

イ　基準時点の長期国債応募者利回りが一号分析期間の期初における標準利率（次項に規定する一号分析期間の期初における標準利率をいう。以下同じ。）を上回る場合　次の(1)及び(2)に掲げるシナリオ

(1)　無リスク利回りが、一号分析期間の期初以降五年間にわたり毎年均等な低下幅をもって、基準時点の長期国債応募者利回りから一号分析期間の期初における標準利率にまで低下し、その後は一定で推移するシナリオ

(2)　無リスク利回りが、一号分析期間の期初に、基準時点の長期国債応募者利回りから基準時点の長期国債応募者利回りと一号分析期間の期初における標準利率の平均値にまで低下し、その後は一定で推移するシナリオ

ロ　基準時点の長期国債応募者利回りが一号分析期間の期初における標準利率以下である場合　無リスク利回りが、一号分析期間の期初以降、基準時点の長期国債応募者利回りのまま推移するシナリオ

二・三　（略）

四　一号分析期間の期初において、既に実施している事業の運営方針の変更又は法令の改正がある場合は、これを反映すること。

3・4　（略）

5　第三項第一号又は前項第一号の規定により一号分析期間の期初における標準利率を第三項第一号に定めるものとする場合には、第二項第一号の長期国債応募者利回りは、利付国庫債券（十年）応募者利回り及び利付国庫債券（二十年）応募者利回りの平均とみなすものとする。